

## 学校法人興誠学園公益通報に関する規程

(平成19年学園規程第4号)  
令和4年12月1日改正施行

### (目的)

第1条 この規程は、学校法人興誠学園（以下「学園」という。）の業務に関し、法令、寄附行為及び学園の諸規程に違反する行為又はその危険性がある行為（以下「法令違反行為」という。）が現に生じ、又は生じようとしている場合に、その早期発見及び是正を図るため、公益通報者保護法(平成16年法律第122号)に基づき、学園における公益通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、通報者を保護し、もって学園の遵法精神の向上と健全な発展に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において「職員等」とは、学園の役員、職員、派遣されている派遣労働者並びに請負契約その他の契約に基づき学園においてその業務に従事する取引先の労働者及び役員（通報の日前1年以内に職員、派遣労働者、取引先の労働者であった者を含む。）をいう。

2 この規程において「公益通報」とは、職員等が、法令違反行為を第6条に定める窓口に通報し、又は相談することをいう。

### (理事長の責務)

第3条 理事長は、学園の公益通報体制を整備、総括し、継続的な評価・改善を行うことで、法令違反行為の防止に努めなければならない。

### (公益通報対応業務責任者)

第4条 公益通報対応業務の責任者（以下「責任者」という。）は、事務局長とする。ただし、事務局長が通報対象事実の実施主体である場合は、当該事案については、理事長が別の者を責任者として指名するものとする。

### (公益通報対応業務所管部署)

第5条 公益通報に係る次の業務は、監査・コンプライアンス室が所管する。

- (1) 公益通報への対応に関する記録の作成及び保管
- (2) 責任者の指揮の下、第10条の調査に関する業務
- (3) 公益通報者保護法関係法令及び内部公益通報の周知に関すること
- (4) その他、公益通報の事務に関すること

### (窓口)

第6条 学園横断的に公益通報を受け付ける窓口を監査・コンプライアンス室長とし、また、各部門(法人本部、浜松学院大学、浜松学院大学短期大学部、浜松学院高等学校・同中学校、浜松学院大学附属幼稚園及び同愛野こども園)で公益通報を受け付ける窓口を、法人本部事務長、大学事務部長、短期大学部事務長、高等学校事務長、幼稚園教頭及びこども園事務長（以下「公益通報担当者」という。）とする。

2 職員等は、前項に規定する窓口に対し公益通報を行うことができる。

### (公益通報の方法)

第7条 公益通報は、電子メール、ファクシミリ、書面、電話及び面談で行うことができる。

(禁止事項)

第8条 職員等は、不正の利益を得る目的、学園又は第三者に損害を加える目的その他の不正の目的をもって、公益通報を行ってはならない。

(受付)

第9条 公益通報を受けた公益通報担当者は、直ちにその旨を責任者に報告しなければならない。ただし、責任者が通報対象事実の実施主体である場合、公益通報を受けた公益通報担当者は、理事長に報告するものとする。

2 責任者は、前項の報告を受けた場合は、理事長にその内容を報告する。ただし、理事長が通報対象事実の実施主体である場合、責任者は、監事に報告するものとする。

(調査)

第10条 責任者は、職員等から法令違反行為に関する通報を受け付けた場合、速やかに調査を開始しなければならない。ただし、法令違反行為として通報された事実が存在しないことが明らかである場合、明らかに解決済みの案件に関する情報が寄せられた場合、公益通報者と連絡が取れないため事実確認が困難である場合等正当な理由がある場合は、この限りではない。

(専門的事項)

第11条 責任者は、受け付けた公益通報等の取扱いにおいて、高度の専門性を要すると判断した場合は、外部に意見を求めることができる。

(調査の実施)

第12条 責任者は、法令違反行為として通報された事実について、書類調査、実地調査、聞き取り調査その他の適切な方法により調査を行うものとし、調査は、法人本部事務長、公益通報対象部門の公益通報担当者、監査・コンプライアンス室職員及び理事長が必要と認めた者により実施するものとする。

ただし、通報対象事実の実施主体である者を除く。

2 理事長は、通報された事項に関する事実関係を調査するために調査委員会を設置することができる。

3 調査委員会は、事務局長、法人本部事務長、公益通報対象部門の公益通報担当者、監査・コンプライアンス室職員及び理事長が必要と認めた者を加えて組織する。ただし、通報対象事実の実施主体である者を除く。

4 調査対象部署及び関連部署の職員は、通報された事項に関する事実関係の調査に際して、責任者から協力を求められた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

5 理事長が通報対象事実の実施主体である場合において、第1項から第3項に「理事長」とあるのは、「責任者」と読み替えるものとする。ただし、この場合、責任者は、監事と協議の上、業務を実施するものとする。

(遵守事項)

第13条 責任者、公益通報担当者、調査委員会委員及び調査担当者は、その職務の遂行にあたって、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 職員等及び第三者の権利又は正当な利益を侵害しないこと。
- (2) 調査対象部署や調査対象者の業務の遂行に重大な支障を与えないこと。
- (3) 常に公平不偏の態度を保持し、すべて事実に基づいた調査を実施すること。
- (4) 職務上知り得た事実を正当な理由なく他に漏洩しないこと。

2 責任者、公益通報担当者、調査委員会委員及び調査担当者は、その職を離れた場合であっても、前項4号に定める事項を遵守しなければならない。

3 責任者、公益通報担当者、調査委員会委員及び調査担当者は、自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。

(報告)

第14条 責任者は、公益通報等の事案処理にあたっては、個人情報保護に配慮し、その重要性を勘案しながら、その状況を理事長に報告しなければならない。ただし、理事長が通報対象事実の実施主体である場合においては、責任者は、監事に報告しなければならない。

(是正措置等の実施)

第15条 理事長は、法令違反行為が確認された場合、速やかに是正措置及び再発防止策を講じなければならない。

(不利益取り扱いの禁止)

第16条 学園は、職員が公益通報等を行ったことを理由として、当該職員に対し、解雇、減給、その他の不利益な取扱いを行ってはならない。ただし、職員が不正の目的をもって公益通報を行った場合は、この限りではない。

2 学園は、学園への派遣労働者及び学園の取引先の労働者が公益通報等を行ったことを理由として、当該労働者に対し、派遣契約の解除その他の不利益な取扱いを行ってはならない。

3 学園の職員等は、公益通報を行った者が誰であるか、対象事案に関する調査に協力した者が誰であるか、探索してはならない。

4 学園の職員等は、他の職員等が公益通報を行ったことを理由として、当該通報者に対し、不利益取扱いや嫌がらせを行ってはならない。

5 学園は、職員等が公益通報を行ったことを理由として、当該通報者の職場環境が悪化することのないよう、適切な処理を講じなければならない。

(通知)

第17条 公益通報等を行った職員等に対しては、通報等の受領、当該通報対象事案の有無、法令違反等不正行為が明らかになった場合の是正措置等を速やかに通知しなければならない。

(事後確認)

第18条 責任者は、是正措置等を実施後、次の各号を確認しなければならない。

- (1) 法令違反行為の再発がないこと。
- (2) 是正措置及び再発防止策が機能を果たしていること。
- (3) 公益通報等を行った職員等への不利益な取扱いがないこと。

(範囲外共有の防止に関する措置)

第19条 通報者の氏名その他通報者を特定させる情報は、通報者の同意がない限り、理事長、責任者、公益通報担当者(法人本部事務長、監査・コンプライアンス室職員、通報対象部門の公益通報担当者)、関係所属長及び第12条の規定により理事長が特に必要と認めた者でのみ共有するものとする。ただし、通報対象事実の実施主体である者を除く。

2 通報対象事実の調査により得られた情報(前項の情報を除く)は、責任者、公益通報担当者、監査・コンプライアンス室職員、是正措置の検討に関与する職員、役員に限り共有するものとする。ただし、通報対象事実の実施主体である者を除く。

(制裁処分等)

第20条 理事長は、法令違反行為の存在が明らかになった場合は、不正に関与した者に対し、学園の就業規則に基づき、制裁処分等を行う。

- 2 法令違反行為に関与していた職員等が、その調査が開始される前に、自ら通報を行った場合は、当該職員等の処分を免除し、又はその程度を軽減することがある。

(事務処理)

第21条 この規程に関する事務は、法人本部が担当する。

(規程の改廃)

第22条 この規程の改廃については、理事会の承認を得て行うものとする。

附則

この規程は、平成19年12月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年12月1日から施行する。